

無色透明・無色半透明の容量45L以下のごみ袋を使用してください。レジ袋では出せません!!

家庭ごみの収集日と地域 (50cm未満のもの)

◆収集日当日の朝、午前8時まで集積所に出してください。前日や収集後には出さないでください。

区分 地域	資源ごみ(リサイクル)					可燃ごみ	不燃ごみ
	紙類	カン	古着類	ビン	ペットボトル		
幸島地区 諸川・五部・上和田・駒込 上片田・下片田・大和田 新和田・仁連・東諸川	月 水 諸川・五部・東諸川 上和田・駒込・上片田・下片田 大和田・新和田・仁連	第1・第3・第5 火 (毎月の1回目・3回目・5回目の火曜日)	第2・第4 火 (毎月の2回目・4回目の火曜日)	木		月・水・金	土
八俣地区 東山田・谷貝・山田 北山田・長左工門新田	木	第1・第3・第5 月 (毎月の1回目・3回目・5回目の月曜日)	第2・第4 月 (毎月の2回目・4回目の月曜日)	水		火・木・土	金
名崎地区 恩名・尾崎・江口 北間中橋・東間中橋 南間中橋・西間中橋	土	第1・第3・第5 月 (毎月の1回目・3回目・5回目の月曜日)	第2・第4 月 (毎月の2回目・4回目の月曜日)	水		火・木・土	金

◆ごみ減量のため新聞紙、雑誌、カン、ビン等の資源ごみは資源回収活動にご協力ください。

収集休業日
・日曜日
・年末年始(12/29から1/3)

出す時の注意
・集積所に出せる量は、1回の収集につき一般ごみは5袋まで、粗大ごみは3点までです。
・袋は必ず口をしばってください。
・指定日以外や分別されていないごみは収集できません。

市では収集しないごみ
●事業活動に伴って発生したごみ
●各家庭において一度に多量のごみが出た場合
●産業廃棄物、農業廃棄物(農業用ビニール・農機具等)
●焼却灰、廃油、塗料、薬品等
(問)社団法人 茨城県産業廃棄物協会 ☎029-301-7100

ごみの分け方
紙類
新聞
ダンボール
雑誌
牛乳パック
紙箱(菓子箱・ティッシュの箱等)
●種類ごとにひもでしばってください。
●においの強いもの、アルバム、油紙、感熱紙等は可燃ごみで出してください。
●牛乳パックは水洗いし、乾かしてから切り開いてください。
●ビニールカバー等は取り除いてください。
●コピー用紙や包装紙などのリサイクル可能な雑誌は雑誌に挟んで出してください。

缶・ビン
飲料用の缶
缶詰の缶
スプレー缶
※穴をあける
●飲料缶、缶詰の缶は、中身を空にして水洗いしてから出してください。
●スプレー缶は、中身を使い切り、屋外で穴をあけて、他のごみとは別の袋に入れて出してください。

古着類
そのまま再利用できる衣類
●出せるものの例
・洋服、下着、靴下、ネクタイ、手袋、帽子、バッグ、ベルト、ぬいぐるみ、カーテン、毛布、シーツ、枕カバー、スノーカ
(他の靴は可燃ごみ)
●出せないものの例
・汚れ、におい、破れのある衣類等
・綿入りの衣類(ダウンジャケットなど)
・作業服、制服、布団、座布団、枕
●汚れ、におい、破損のひどいもの、片方しかないものは出せません。
●ジャージ、スノーカ、靴下など一対のものは直接結びかひも等でしばってください。
●雨の日は出さずに次の収集日に出してください。

ビン
飲料用のビン
食用油のビン
食料・調味料用のビン
●キャップを外し、水洗いしてから出してください。
●外したキャップは素材に合わせて分別してください。(金属製は不燃ごみ、プラスチック製は可燃ごみへ)

ペットボトル
飲料・調味料、酒類のペットボトル
●キャップを外し、ラベルをはがし、空にして水洗いしてから出してください。
●外したキャップとラベルは可燃ごみです。

可燃ごみ
●台所ごみ
生ごみ
プラスチックトレイ
アルミホイル
●プラスチック製品
カセット・CD類
プラスチック容器
ビニール類
ホース(2m以下に切る)
●その他
木くず(枝切れ・板切れ等)
発泡スチロール
保冷剤
紙おむつ
汚れやにおいのひどい衣類
●生ごみは、十分に水を切ってください。
●ボールは、空気を抜いてください。
●木くずは、太さ5cm以下、長さ50cm以下に、直径30cm以下に束ねて出してください。
●紙おむつは、汚物を取り除いてください。
●食用油は、固めるか、新聞紙や布等にしみこませてから出してください。
●金属類は、できるだけ取り除いてください。

不燃ごみ
●ガラス・せともの類
コップ
板ガラス
化粧品のビン
せともの
●調理器具類
なべ
フライパン
やかん
包丁
●家電製品
※家電リサイクル法対象外で50cm以下のもの
●その他
蛍光灯
かざ
使い捨てライター
菓子類等の缶
乾電池(金属を含むもの)
●ガラス片・刃物などは、新聞紙等に包み、内容を明記して出してください。
●電池・体温計(水銀)などの有害ごみや、蛍光灯・ライターなどは、他の不燃ごみとは別の袋に入れて出してください。袋に入らない長さの蛍光灯は、箱に入れて品名を書いて出してください。
●使い捨てライターは必ず使い切ってから出してください。
●家電リサイクル法の対象になる家電製品は、収集いたしません。

臨時に多量のごみが発生した場合は、さしまクリーンセンター寺久(0297-20-9977)に直接搬入してください。(有料・200円/10kg)

戸別訪問収集(有料)	
粗大ごみ・処理困難物 1点 1,000円	家電リサイクル品 テレビ1点 2,000円 テレビ以外1点 3,000円
●利用には、三和庁舎環境課にて収集シールの購入が必要です。(1回の収集で5点まで) ※詳しくは、環境課へお問い合わせください。	
《収集の対象となるもの》 ●粗大ごみ ●処理困難物 ・アコーディオンカーテン ・スプリング入り応接イス ・スプリング入りソファ ・スプリング入りベッドマット ・コンクリート片、砕石類[1袋まで(指定袋)] ・物干し台(コンクリート部 2個まで1点) ・タイヤ[軽車両及び乗用車用] ・バッテリー[軽車両及び乗用車用] ●家電リサイクル品 ※申請時にリサイクル券が必要になります。 ・エアコン ・テレビ ・冷蔵庫(凍)庫 ・洗濯機 ・衣類乾燥機 ・ボウリングの玉(2個まで1点) ・小型金庫 ・ブロック[1袋まで(指定袋)] ・レンガ[1袋まで(指定袋)] ・タイヤチェーン(金属製)[軽車両及び乗用車用] ・フェンス(門扉)	

家電リサイクル法について			
次の品目が家電リサイクル法の対象となります。	エアコン	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	冷蔵庫・冷凍庫
※一般ごみ及び粗大ごみの集積所には出せません。			洗濯機・衣類乾燥機
●排出方法 購入した販売店、または買い替えをする販売店に引き取りを依頼してください。 ※購入した販売店での引き取りが困難な場合は、お近くの家電量販店または戸別訪問収集をご利用ください。 ●費用負担 リサイクル料金及び収集運搬費用の支払いが必要となります。			

小型家電リサイクル	
小型家電回収ボックスによる回収を行っています。	
●回収品目 携帯電話(スマートフォン・iPhone・PHS)、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ETCユニット、電卓、電子手帳、携帯ゲーム機、カーナビ、リモコン、ACアダプタ、ノートパソコン、タブレット端末、卓上型電子ゲーム機、フラッシュメモリ(USBメモリ・メモリーカード)、ハードディスクドライブ、デジタルオーディオプレイヤー	
●回収ボックス設置場所 三和庁舎、総和庁舎、古河庁舎、健康の駅、福祉の森	

粗大ごみ		
行政区に粗大ごみ集積所が設置されていない場合は、三和庁舎東側職員駐車場にて収集します。		
幸島地区：月曜日	八俣地区：水曜日	名崎地区：金曜日
時間：午前9時～午前11時30分		場所：三和庁舎東側職員駐車場
お住まいの地区ごとに上記の曜日に持ち込んでください。 ※1回の収集で3点までです。 ※祝日の回収は行いません。		
●一辺の長さが50cmを超えるごみ(2mを超えるものは出せません)		
大型家具類 スキー用品 ガステーブル ※電池を抜く ストーブ・ファンヒーター ※石油と電池を抜く 座いす じゅうたん カラーボックス 家電製品 ふとん・毛布 トタン板 自転車 ポリタンク 衣装ケース		
●じゅうたん・ゴザ類は、2m以下に切って出してください。 ●ふとん・毛布類は、ひもでしばって出してください。 ●板・棒切れ類は、太さ直径15cm以下とします。 ●家電リサイクル法の対象となるエアコン・テレビ・冷蔵庫(凍)庫・洗濯機・衣類乾燥機は収集いたしません。 ●燃料や電池は必ず抜いてから出してください。 ●電気毛布と電気カーペットは粗大ごみです。		

パソコンの処分方法について	
以下の処分方法からお選びください。 ●製造メーカーによる回収 ●小型家電回収ボックスへ投入(ノートパソコンのみ) ●環境課窓口回収(無料、デスクトップパソコンのみ) ●クリーンセンター寺久へ直接搬入(有料)	
PCリサイクルマークがついている家庭用パソコンについては、各メーカーで無償で回収します。詳しくは下記にお問い合わせください。	
PCリサイクル	パソコン3R推進協会 TEL 03-5282-7685 URL http://www.pc3r.jp/

処理困難物		
さしまクリーンセンター寺久で処理ができない下記の4品目を無料で収集します。 第3日曜日 午前8時30分～11時30分		
古河クリーンセンター 4月・7月・10月・1月	総和庁舎東側 中央ごみ集積所 5月・8月・11月・2月	三和庁舎 南側駐車場 6月・9月・12月・3月
※お住まいの地区に関わらず、どの収集場所にも持ち込みができます。		
●アコーディオンカーテン	●応接用イス(スプリング入り)	●ソファ(スプリング入り)
※上記の品目以外の収集は行いません。(1回の収集で5点まで) ※事業活動に伴って排出されるものは回収いたしません。 ※市内居住確認のため、運転免許証等の提示を求めることがあります。		